

つくばみらい市立谷井田小学校 いじめ防止基本方針（概要）



いじめとは

「いじめ防止対策推進法」第2条

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛をかかっているものをいう。

いじめ防止への基本理念

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ、並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

いじめを許さない学校（未然防止）

☆職員研修の実施

- ・いじめに対する教職員の指導力の向上
- ・職員のカウンセリング技能の向上

☆学級経営の充実

- ・児童との信頼関係の育成
- ・規範意識の醸成

☆学習指導の充実

- ・わかる授業と一人一人に配慮した授業
- ・多様な言語活動による学ぶ楽しさ

☆道徳教育の充実

- ・人としての「気高さ」、「心づかい」、「やさしさ」等にふれる道徳の授業

☆体験活動の充実

- ・共に生きる心や豊かな人間関係の育成

☆情報モラル教育の充実

- ・家庭でのルール作りの推進

谷井田小学校の目指す児童像

- ◎やさしい子
- ◎いつでも学ぶ子
- ◎たくましい子

それって…いじめ？（早期発見）

☆いじめ防止対策委員会

- ・定例会（月1回）

☆学校生活（いじめ）アンケートの実施

- ・毎月1回

☆教育相談

- ・児童と定期的に実施（月1回）
- 必要に応じて随時
- 保護者と年3回

☆いじめゼロフォーラムの実施

もしも…いじめが…（早期対応）

対応として次のことをします！

- ☆チームで取り組みます。
- ☆関係機関との連携を図ります。
- ☆丁寧な指導をします。

相談体制

いつでも どこでも 誰にでも

◆つくばみらい市立谷井田小学校

TEL 0297(58)1143

◆いじめ・体罰解消センター

TEL 029(823)6770